

役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人本願寺社会福祉事業センター（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)役員等とは理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (4)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間15万円以内とし、会議等出席につき、一律5,000円を支給するものとする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とし、会議等出席及び監査の都度、一律5,000円を支給するものとする。
- 3 評議員の報酬は、会議等出席につき、一律5,000円を支給するものとする。
- 4 評議員選任・解任委員は、委員会出席につき、一律3,000円を支給するものとする。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用について弁償することができる。役員等の費用は、別表に定めるとおりとする。

- 2 これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等の報酬等及びその旅費は、必要の都度、支払うものとする。

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(支給の例外)

第8条 次の各号の掲げる役員等及び職員に対しては 第3条、第4条並びに第5条を支給しない。

(1) 浄土真宗本願寺派、並びに本願寺から給与を支給されているもの

(2) 各施設の施設長及び職員

(3) 事務局の職員

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月23日から施行する。

別表 費用（第5条第1項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記の他、職務執行に必要な経費 (研修会出席者負担金、資料代等)	職務執行に必要な額